

## 第2章

## TRIPS理事会の現状と動向

## [1] TRIPS協定

## ① 概要

1995年、WTOの創設に合わせて新たな貿易関連ルールの一環として発効したTRIPS協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights：知的財産権の貿易関連の側面に関する協定）は、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準（ミニマム・スタンダード）として機能しており、WIPOとともに、国際的な知的財産権制度のルールメイキングの両輪となっている。

## ② 意義

- ・ 先進国、途上国を問わず各国が遵守すべき知的財産権保護の最低基準を明確化した。
- ・ パリ条約やベルヌ条約等の既存の国際条約を越える知的財産権保護水準を義務づけた。
- ・ 最恵国待遇義務による二国間交渉の成果の加盟国への均てんにより、保護水準が国際的に向上した。
- ・ 権利行使に関する規定を有しており、実質的な権利保護が可能となった。
- ・ 知的財産権分野における紛争についても、統一的な紛争解決手続を適用することが可能となった。

## 2 TRIPS理事会における主な議論

### ① 医薬品アクセス問題

最近、特にサハラ砂漠以南のアフリカ諸国において、HIV/AIDS等の感染症が拡大し、公衆衛生上深刻な影響が出始めている。そして、感染症に対する治療薬の価格がこれらの国々の人々にとって高すぎる等の理由により、医薬品へのアクセスが妨げられているという問題がある。この医薬品が高価である原因として、途上国やNGO等は、医薬品に対する特許権を挙げており、医薬品へのアクセス改善と知的財産権との関係が問題提起されている。

TRIPS理事会でも、2001年4月理事会でアフリカグループより、この問題についての議論の提案がなされ、この2001年6月理事会から議論が開始された。

また、2001年11月にドーハ（カタル）にて行われた第4回WTO閣僚会議では、この問題に関して世界的に関心が高いことを考慮して閣僚宣言本体部とは独立した宣言を採択した。内容としては、TRIPS協定は加盟国が公衆衛生を保護するための措置を採ることを妨げるものではないとの趣旨を盛り込む一方で、加盟国のTRIPS協定に対するコミットメントを強調し、法的拘束力のない政治的宣言として、TRIPS協定上の権利義務関係に影響を与えないようにし、全体として途上国側の主張と先進国側の主張を微妙にバランスさせた宣言となった。

### ② 地理的表示

#### (a) 多国間通報登録制度の創設

地理的表示の通報登録制度に関して、安価で事務負担が軽く、登録の法的拘束力のないデータベース的なものにするとの提案（日米加チリ共同提案）と、登録の申請についての多国間異議申立制度や紛争解決手段を含み、登録の法的拘束力を認める多国間制度とする提案（EC等提案）との間で議論が行われている。

この議論については、第4回WTO閣僚会議で採択された閣僚宣言において、新ラウンドで交渉（シングルアンダーテイキング）を行うこととされた。

#### (b) 追加的保護の対象製品の拡大

一般の地理的表示については「公衆を誤認させる」場合に限り商品の新産地の表示を防止することを規定しているのに対して、ワイン・スピリッツについては誤認混同を惹起するか否かを問わず非産地を表示することを禁止している（追加的保護）。こうした追加的保護の対象製品をワイン・スピリッツ以外の製品に拡大することを求めるEC、スイス、インド等と、これに消極的な新大陸諸国との間で議論が行われている。これまではこの議論につき明確なマンデートは与えられていないまま、TRIPS協定24.1の文脈で取り扱っていたが、第4回閣僚会議で採択された閣僚宣言において、この議論がTRIPS理事会において取り扱われる旨明記され、明確なマンデートが与えられた。

### ③ 特許保護対象の例外規定（TRIPS協定27.3 (b)）

生物多様性条約<sup>※1</sup>の規定のTRIPS協定への取り込み、自国の植物遺伝資源に対する特別な保護制度の創設、伝統的知識の保護、遺伝資源へのアクセスと利益配分を主張する途上国と、現行の特許保護レベルを低下させることに反対する先進国との間で議論が行われていたが、第4回閣僚会議で採択された閣僚宣言において、TRIPS協定と生物多様性条約との関係や、伝統的知識及びフォークロアの保護に関する議論に、明確なマンデートが与えられた。

### ④ 非違反申立規定の見直し（TRIPS協定64.3）

2000年1月1日より、TRIPS協定においてもGATTの非違反申立（ノン・バイオレーション）規定<sup>※2</sup>が適用されることとなったが、TRIPS協定における非違反申立の概念が不明確であることから、TRIPS協定における非違反申立の範囲と態様について議論されている。

なお、第4回閣僚会議で採択された閣僚宣言では、この議論は実施関連問題として記載され、今後TRIPS理事会で検討を続けていくこととされた。

### ⑤ 協定の実施のレビュー（TRIPS協定71.1）

TRIPS協定71.1には、TRIPS協定の実施により得られた経験や新たな進展を考慮して、同協定の実施について検討すると規定されており、この協定の実施の検討の進め方やその内容について議論されており第4回閣僚会議で採択された閣僚宣言においても、その旨明確にされた。

### ⑥ 途上国法令レビュー

先進国は1996年にTRIPS協定の履行義務が発生していたが、2000年1月1日に途上国においても同協定の履行義務が発生した<sup>※3</sup>。これにより、世界的に知的財産権保護の法制度の整備が世界的に大きく広がった。途上国における法制度の整備の確認のため、2000年～2001年にかけて、WTO/TRIPSの場で、途上国の法制度のレビューを行っている。

今後、我が国は、途上国の法制度の運用の実効性向上を通じて、知的財産権保護のより確かな実現を求めていく。

※1：生物多様性条約（CBD: Convention on Biological Diversity）

生物種の絶滅、異常気象、森林面積減少などの地球規模での環境問題の解決のためには、生物種を保護することへのインセンティブ付与（利益配分）、環境と調和した伝統的生活を営んでいる住民コミュニティの伝統的知識の尊重、排気ガス対策技術などの環境に適正な技術の技術移転といった方策が必要と考えられている。

1992年の国連環境開発会議で、生物種保護のための生物多様性条約が成立したが、同条約の中には、遺伝資源（生物種）原産国への利益配分による保護のインセンティブ付与、住民の伝統的知識の保護、途上国へのバイオテクノロジーの移転などが盛り込まれた。この生物多様性条約の規定をどのように履行していくべきかという議論の中で、既存の知的財産権制度、とりわけTRIPS協定の改定が必要との主張が途上国よりなされている。

※2：非違反申立（ノン・バイオレーション）規定

WTO協定の義務には明示的に違反しない措置であっても、その措置をある国がとった結果、協定上の他国の利益を無効化若しくは侵害又は協定の目的の達成が阻害されている場合、この措置をWTOの紛争解決手続（D/S）に申し立てることができる（GATT23条1項(b)(c)）。これを非違反申立という。

※3：協定の履行義務について

物質特許制度については、途上国の導入義務は2005年に発生する。なお、後発開発途上国のTRIPS協定履行義務は2006年に発生する。